

## 告 示

埼玉県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
飯野ビル（いなげや川越旭町店）

埼玉県川越市旭町二丁目十二番地六

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

イイノ商事株式会社 代表取締役 飯野義久

埼玉県川越市旭町二丁目二番地四

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年九月一日